

## 武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 地域コミュニティの在り方及びその実現に向けた取組並びにコミュニティセンターの機能、役割、管理及び運営の在り方を検討するため、武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域コミュニティに関すること。
- (2) コミュニティセンターに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

## (組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (ワーキンググループ)

第6条 検討委員会の補助機関として、ワーキンググループを置くことができる。

## (設置期間)

第7条 検討委員会の設置期間は、平成26年12月31日までとする。

## (報酬)

第8条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に基づき、市長が別に定める。

## (庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、市民部市民活動推進課が行う。

## (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属等及び人数
学識経験者 2人以内
コミュニティ協議会を代表する者 2人以内
武蔵野市内で活動する組織又は団体（コミュニティ協議会を除く。）を代表する者 4人以内
武蔵野市内に在住する者 2人以内